

岩手県告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年4月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
及川歯科医院	大船渡市盛町字みどり町3番地15	平成21年10月1日
宮古市国民健康保険川井診療所	宮古市川井第2地割169番地5	平成22年1月1日
宮古市国民健康保険川井歯科診療所	宮古市川井第2地割169番地5	〃
かわぐち調剤薬局	二戸郡一戸町一戸字本町22番地1	〃
じょうない歯科医院	上閉伊郡大槌町上町5番10号	平成22年2月18日